

平成29年第4回
中札内村議会臨時会会議録

平成29年7月31日（月曜日）

◎出席議員（7名）

1番	北嶋信昭君	2番	欠員
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君 教育長 上松丈夫君
農業委員会会長 出羽義幸君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長 山崎恵司君 総務課長 阿部雅行君
住民課長 坂村暢一君 福祉課長 高島啓至君
産業課長 尾野悟里君 施設課長 成沢雄治君
総務課長補佐 氏家佑介君

◎教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長 高桑浩君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大和田貢一君 書記 木村優子君

◎議事日程

- | | | |
|---------|--------|--------------------------------|
| 日 程 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 議案第58号 | 中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 4 | 議案第59号 | 中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日 程 第 5 | 議案第60号 | 平成29年度中札内村一般会計補正予算について |

◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回中札内村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりでございます。

それから、今日から農業委員会会長が出羽君に変わりましたので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番黒田議員と4番中西議員を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思ひます。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。

◎日程第3 議案第58号 中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第4 議案第59号 中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第3、議案第58号、中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4、議案第59号、中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願ひをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成29年3月31日に国で公布された「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」において、幼児教育の段階的無償化が推進されたことに伴い、非課税世帯の第2子に係る保育料の無償化と、ひとり親世帯等に係る保育料の軽減措置を拡充することに合わせ、北海道で本年4月1日より施行された「多子世帯の保育料軽減支援事業実施要綱」に基づき、第2子以降3歳未満児に係る保育料の無償化を実施するため、両保育園の現行条例を一部改正するものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） それでは補足説明を、高島福祉課長お願いします。

○福祉課長（高島啓至君） それでは補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー1番、議案2ページ以降の条例改正につきまして、黒ナンバー3番、議案関係資料、こちらの方で説明させていただきます。

資料の1ページをお開きください。

今回、両保育園に係る条例の一部改正につきましては、大きく分けて三点あります。

それぞれ一つずつ順を追って資料を中心にポイントのみ説明させていただきます。

一点目は、国における幼児教育の段階的無償化の推進に伴うもので、資料ページ上段、非課税世帯の第2子に係る保育料の無償化と、ページ下段の、ひとり親世帯に係る保育料の軽減措置の拡充に関する改正です。

①の市町村民税非課税世帯は保育料基準表の定義においては、第2階層を指しており、今回対象の第2子に係る現行の保育料を区分ごとに抜粋した表となります。

国の基準額として表上段の第3号認定、これは3歳未満児の月額4,500円、これから1号認定、3歳以上児の教育標準時間月額1,500円までの全てが無償化されたことに伴い、本村の第2階層、第2子を対象として現行半額としている保育料を全て無償化するものであります。

これに該当する対象者は、きらきら保育園では3名、上札内保育園では1名で、それぞれ4月分の保育料まで遡及して適用いたします。

次に、②のひとり親世帯を対象とした軽減措置の拡充についてであります。保育料基準額表の備考4、こちらのほうに記載する軽減額表の第4階層を抜粋し掲載してごさいます。

これも低所得世帯を対象とした国の基準額が表上段に示すとおり、3号認定では9,000円、2号認定は6,000円、1号認定は3,000円を上限とした減額がなされたことに伴い、両保育園の軽減額表を国が示す基準額と同額又はそれ以下に設定し直す改正となります。

個々の区分ごとの説明は省略いたしますが、いずれも他の階層区分との整合性などを考慮しながら、保育標準時間、保育短時間、教育標準時間の設定金額を調整しており、下線の金額まで保育料の軽減措置を拡充するものであります。

この改正に伴う該当者は平成29年度においてはありませんが、今後対象者が出た場合には随時適用してまいります。

二点目は、保育料基準額表の文言追加による改正です。

議案関係資料の2ページをお開きください。

ページ中段に改正理由を記載しておりますが、昨年12月議会定例会において議案を提出し可決いただきましたが、中札内村認定こども園条例の保育料基準額表の一部に記載不備があったことから、①に記載する1号認定、第2階層の定義に「所得割非課税世帯を含む」の文言を追加するものであります。

併せて、本村では2号認定、3歳以上児の保育短時間と1号認定の保育料を同一としておりますので、格差を生じさせないために②に記載する2号、3号認定の保育料基準額表、第2階層の定義に「2号認定は所得割非課税世帯を含む」の文言を併せて追加するものであります。

この改正に該当される方は、現在お1人で、ページ下段に記載する保育料を4月分まで遡及して減額適用いたします。

続いて三点目は、北海道が今年4月1日より開始した多子世帯の保育料軽減支援事業の実施に伴う改正であります。

議案関係資料の3ページをご覧ください。

この事業は、子育て世帯の経済的負担を軽減する目的で、事業概要にある第2子以降の3歳未満児の保育料無償化を保育料基準額表の第5階層、所得割額169,000円未満の世帯までを対象に実施することを推進するもので、本村においては、きらきら保育園、上札内保育園ともに対象施設となります。

この事業の補助概要を併せて記載しておりますけれども、道が推進する無償化を実施した場合に限り、国の基準額で算定した保育料軽減額の2分の1が道の補助金として自治体に補填されることとなります。

ページ中段の表のとおり、この改正にかかる該当者は、きらきら保育園11名で、年間152万円ほどの保育料軽減額が発生いたしますが、4月分まで遡及して減額適用いたします。またあくまでも現段階での試算ではありますが、159万円ほどの道の補助金が受けられる見込みであります。

資料の概要に基づいて3点の改正内容を説明させていただきましたが、4ページから6ページに認定こども園条例、7ページから8ページにへき地保育所条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

尚、過日開催されました中札内村こども子育て会議において、改正内容を説明させていただき承認を得ておりますことを申し添えますほか、この改正により発生いたします保育料補助金予算に関しましては、本臨時会一般会計補正予算に計上させていただいております。また、この2つの条例の一部改正については、公布の日より施行し、平成29年4月1日から適用いたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

これから2件を一括して質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 今回の保育料軽減については、国・道で軽減するという内容に伴って本村もそれに合わせて軽減するという内容ですけれども、本村では10年ほど前からこの軽減を独自でやってきました。そこで、今回のこの軽減に対して、本村も今まで独自にやってきたものが補填されたり国から補助金が出てくるわけで、村としてはすごく助か

る部分があるのではないかと思います。そこで村として今回どういう利点があって、本村において金額的にもどれだけ軽減されていくのかということが私としてはちょっと関心があるところです。国では段階的にこれからも軽減を行っていくという方向があるのかとは思いますが、今回このようにして国か道がしっかりと保育料を軽減していくということになれば、本村の特徴であった保育料に対する軽減策が、特徴が無くなっていくような感じがいたします。そこで、今後の考えとして、一般的に各自治体でもこのようなことが進めば中札内の特徴としたものが失われていくのではないかとということも考えますので、村長として今後の対策としてどのように考えているのか、その2点についてお願いいたします。

○議長（高橋和雄君） 最初に利点といった軽減額についてお願いいたします。

高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 特に国の方では、金額的な提示はこの場では出来ないと申しますか、きらきら保育園については、地方交付税の中で算定されているということがありますので、今回の改正だけで具体的な金額の試算までは、申し訳ないのですが出来ておりません。ただ、道の補助金については半額ということが入ってきますので、それについては先ほど申し上げました11名のほかに、今までやっている無償化の対象の方々も4～5名該当するという部分もあわせて補助金で補填されることとなります。

利点ということではありますが、財政的な利点はありますけれども、これほどこの町村もそうかなと思いますが、保育所の運営について保育所側の人員だとかの関係については全く補填が無いに等しい状態ですので、今後はどちらかといえば、私独自では不安材料の一つとして考えております。何故かと申し上げますと、定員枠で作っている保育園でありますので、これ以上園児が増えたことに伴って保育士を追加して採用する。今、保育士自体が欠員というかあまり巷で余っていない状態というのは新聞報道等で結構出ている問題かなと思しますので、この場では利点というふうには私の方からは答えられません。

○議長（高橋和雄君） 村としての特徴ある保育園運営について森田村長の考え方をお願いいたします。

○村長（森田匡彦君） 先ほどのご質問、国が追いついてきて、中札内村の特徴であった子育て支援策が埋没化するのではないかとのご心配ですけれども、確かにそのような状況にはあるかなというふうにも私も認識しております。ただ、この点の保育料等の拡充策については、いたちごっこのような面もありまして、色々やりたいこともあるのですが財政的な事情もございまして。財政状況を鑑みて、いわゆる教育の面での充実であったり、もう少し新たな視点で、財政的な負担は多少かかるとは思いますが、そういったことも勘案しながら中札内村独自の施策を色々と考えてみたいというふうには思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 大体説明では分かりましたけれども、未満児が増えるという懸念、入園者が増えるということは、今のスペースの中ではとても背負いきれないとか受け入れかねない部分が出てくるのかなというふうに思いますけれども、やはり、それも国が進めている女性が働くことを支援する一つとして、受け入れ枠としてそうしていかなければならないということもあるのではと思っておりますので、中札内もそういった面では工夫しながら受け入れるということに努めていかなければならないと思っておりますので、そういったことに努力していただきたいと思っております。

また村長が言われたように、特徴として、やはり何か保育料の軽減ではない違う方法でやるということも一つかと思しますので、そういったことも早く打ち出して中札内村の保育園の内容を充実していただければと思っておりますので、私の意見としてお伝えしておきます。

○議長（高橋和雄君） 意見として聴取させていただきたいと思います。

そのほか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 2ページの改正理由について、福祉課長の方から説明がありました。ここに記載しておりますけれども、本来起きてはならない事務ミスによる、条例の一部改正が提案されております。説明があったとおり、これについては本来昨年12月定例会で制定した部分、そのときに制定すべきことだったのが、担当の見落としにより出来なかったのかなというふうに想定するのですが、そこで、何時どのタイミングで発見されたのかを含めての経過について報告していただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 昨年12月の議会に出した時には私も担当課長でありますので、誰がやったとは別にせよ、全ては私の責任であります。これが判ったのは、今回の改正で改めて全文を見直した結果、違いが発覚いたしまして、タイミングに合わせてというわけではありませんが、今回の条例の改正に合わせてご提案させていただいたという経過です。ですので、今回までの制定後半年間は気付くことは出来ておりません。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 分かりました。起こったことは元に戻るわけではないのですが、今後そこにも書いてありますとおり、遡及する世帯、ここに記載している1世帯、非常に少ない世帯で助かったわけですが、その世帯に対する対応、あるいはまた考えていかなければならないのは内部のチェック体制の強化が求められるのではないかなというふうに思いますが、その辺の考え方について答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 今回、条例改正について可決をいただきましたら、早い段階で1世帯については、私が担当者と共に出向いて謝罪しにいくつもりであります。支払っていただいた保育料、あと支払わなければいけない保育料がございますので、その辺の調整については当事者とお話した上でさせていただきたいと思っております。

あとチェック体制につきましては、この4月から私達の職場についても、3月までは私が兼務でさせていただいておりましたけれども、新たなグループ長が出来ましたので、チェック体制は今まで以上、あたま数でいえば可能となっているかと思っておりますので、引き続き十分に、担当者、その上、全てにおいてチェック機能を充実させていきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 間違いはどこでもあるのですけれども、再び今後起こらないことを考えなければいけないわけですが、そういったことでの庁内の意思統一をする中で、村長が言う、村民に信頼される適正な村政運営に努めるべきだと思いますので、その方向でぜひ今後はミスが無いことでの村政の運営にあたっていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として聴取させていただきたいと思いますが、理事者のほうから何かありますか。

山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 黒田議員の方からご意見としてありましたことを肝に銘じて、庁内のチェック体制は強化してまいりたいというふうに思います。ただ、現時点でも条例等の法務については総務を通過してそこでチェックをするということもありますので、その辺の機能の強化をどのように出来るかという部分については、現体制の中でももう少し強化を図れるように十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

質問がございましたら出してください。

よろしいですか。

質問が無いようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

それでは、議案第58号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第58号、中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に議案第59号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第59号、中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第60号 平成29年度中札内村一般会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） 日程第5、議案第60号、平成29年度中札内村一般会計補正予算についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、お願いをいたします。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） ただいま、議題に供されました、一般会計補正予算の提案の趣旨

についてご説明申し上げます。

既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ1億9,306万1,000円を追加し、総額を40億3,279万4,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部総務課長お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

今回の補正予算では、森田村長選挙公約から、年度途中においても早期実施可能である事業、また年度当初において政策予算とした道路整備事業及び緊急的な修繕事業などを計上しております。

黒ナンバー2番により歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に係のある特定財源について併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

それでは8ページをお開きください。

2款総務費、説明欄、電話料の10万4,000円の追加は、公約の一つである主要施設にWi-Fiを整備し、観光・防災拠点機能の強化を図る為、役場庁舎Wi-Fi整備に係る通信料を追加するものです。今回Wi-Fiを整備しようとするのは、役場庁舎、保健センター、文化創造センター、体育館、交流の杜の5施設を予定しています。

通信料につきましてはそれぞれ所管する施設で予算措置を行い、5施設の設置に係る機器取り付けなどの委託費については、13ページにございます9款消防費の災害対策費で98万9,000円を追加しております。

10ページにお戻りください。

10ページ、4款衛生費、説明欄、予防接種事業費32万6,000円につきましても公約に伴うもので、インフルエンザ予防接種の助成を高校生まで拡大するもので、関係する予算、郵便料、接種委託、扶助費、それぞれ追加しております。接種につきましては、60人分を想定し個人負担となる1,000円の60人分を特定財源として追加しております。

次に、6款農林業費、説明欄、堆肥化処理施設修繕工事は、発酵処理施設2棟の天井鉄骨ブレース及び換気扇が経年劣化により腐食し破片が落下する危険があることから、腐食しにくい部材に交換しようと1,160万2,000円を追加するものです。

次の産地パワーアップ事業補助金は、中札内村農協の農産物加工処理施設第一工場の全自動加工原料処理ロボット導入助成事業の決定を受け、補助対象事業費の2分の1、1億2,982万8,000円を追加するもので、特定財源として同額の補助金を追加しております。

黒ナンバー3の議案関係資料の10ページから配置図等を添付しておりますのでご覧いただきたいと思います。

補正予算書の11ページをお開きください。

11ページ、3項畜産費です。説明欄、家畜伝染病防疫対策事業補助金は牛サルモネラ病発症に伴う清掃消毒予防に関する費用を中札内村酪農防疫互助会の規定に基づき、補助金34万9,000円を追加するものでございます。

次に、7款商工観光費、説明欄、道の駅関連施設管理費、修繕料135万円の追加は、カントリープラザのボイラー自動制御盤の修繕を行うため追加をするものでございます。

8 款土木費、説明欄、道路改良舗装工事は新生元更別東 1 線道路の舗装補修工事を 4 6 号から 4 9 号間、約 1, 4 3 0 メートル行おうとするもので、3, 6 1 2 万円を追加するものです。これにつきましては議案関係資料の 9 ページに位置図を載せてございます。

次に補正予算書の 1 2 ページをお開きください。

1 0 款教育費、説明欄、教職員住宅建設設計委託 1 9 8 万 8, 0 0 0 円の追加は、中札内中学校校長住宅の建替えに向けた設計を行おうとするものです。現在の住宅につきましては昭和 5 5 年建設で、築 3 7 年を経過してございます。下段の中学校管理費、グラウンド排水整備工事 4 1 0 万円の追加は、体育館西側の排水対策を根本的に実施するものとしてトラフを設置して、雨水マスへ接続する排水工事費を追加しようとするものでございます。

次の校舎管理用備品は、今年度に入り故障した芝刈り機を更新しようとして 2 7 万円追加するものでございます。

1 3 ページ、説明欄、体育施設管理費、燃料費 1 1 4 万円の追加は、プール燃料の灯油について単価の高騰や気温低下による使用量増加のため、今回追加を行うものでございます。

次に文化創造センター管理費、修繕料 3 0 7 万 1, 0 0 0 円の追加は、非常用発電機の修理を行うものです。その下の一般備品は、ワイヤレスマイク故障により購入しようとするもので 2 3 万 8, 0 0 0 円を追加するものです。

戻っていただきまして、6 ページをお開きください。

歳入についてご説明申し上げます。

1 款村税、1 項の村民税と 2 項の固定資産税の現年分について、これにつきましては賦課を終えておりますので、それぞれ 2, 3 0 0 万円と 9 0 0 万円を追加いたします。

9 款地方交付税の普通交付税 3, 0 0 0 万円の追加ですが、交付額の確定により今回の補正の財源として必要な額を追加するものでございます。

1 1 款分担金及び負担金、常設保育所負担金 1 6 1 万 7, 0 0 0 円の減額と 7 ページの道支出金、多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金 1 5 9 万 3, 0 0 0 円の追加は、先ほど条例改正を行った保育料の無償化と北海道からの財政支援について、それぞれ減額・追加しております。

次に 1 8 款繰越金ですが、2 8 年度の決算認定はまだ終えておりませんが見込むことは可能ですので、歳出に見合う額として 1 2 0 万 9, 0 0 0 円を追加し調整するものでございます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第 6 0 号に対する質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

3 番黒田議員。

○3 番（黒田和弘君） それでは、何点かお聞きをしたいと思います。

8 ページですが、開村記念事業費の中で発表者謝礼ということで、金額は小額なのですが、誰かに色々な発表を予定していると思いますが、その辺の中身についてお知らせいただきたいのと、併せてまちづくり推進費の報償費 2 4 万円ですけれども、講師謝礼の追加ですが内容について教えていただきたいと思います。

それと12ページの学校教育振興費の移転補償費6万3,000円と出ておりますけれども内容についてお聞きをいたします。

それともう一点、説明を聞きますと、中学校の校長住宅、昭和55年建設で建替えるための設計費という説明がありましたが、教育委員会で基準を持っておられるのかな。公営住宅なんかを見ますと、木造あるいはセラミック造りで色々違うかと思っておりますけれども、例えば昭和50年、51年建設の公営住宅等長寿命化計画というものを計画しているのですけれども、中身をみますと、その住宅については、かなり古いものでも財政的なこともあって維持管理という方針を立てているのです。

ところが教育委員会の教員住宅については今説明があったとおり、昭和55年に建てたものも建替えをしていこうという設計費が盛り込まれているのですが、そこら辺の建替えの基準というか、構造によっては色々違うとは思っておりますけれども、その辺の基準について伺いをしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 最終的には、四点について。

阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 私の方から開村記念式典の発表者等の謝礼についてご説明申し上げます。

今回、総額4万円補正させていただいたのですけれども、この中に複数ございまして、一つは開村記念式典における演奏者に対する謝礼、もう一点は70周年記念新聞を作成するにあたりまして、東京で活躍している中川学氏に対して作品に対する謝礼、もう一点は記念新聞に応募いただいている「あいうえおおもいで表」に対する、抽選で応募者に対する謝礼、この三点が入っております総額4万円をみてございます。

それぞれ、演奏者に対する謝礼につきましては2万円、中川氏及び「おもいで表」応募に対する謝礼が各1万円みております。

続きまして、まちづくり推進費の報償費ですけれども、これにつきましては、昨年最も美しい村連合に加盟いたしまして、今年度シンポジウム等を予定してございます。その時に村の景観アドバイザーを務めていただいている方に関わっていただくために、中札内村での打ち合わせ会議が想定していた予算当初よりも2回程度多く来ていただくこととなりますので、その景観アドバイザーに対する謝礼と、景観アドバイザーにつきましては札幌から来ていただいておりますので、その方の旅費を2回分追加させていただいております。

以上です。

○議長（高橋和雄君） 学校関係については、高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 移転補償についてですけれども、現在の中札内中学校の校長住宅、現在は教頭が居住しております。この住宅、あとの質問をいただきました、建替えのための設計費を今回追加補正させていただいているのですけれども、居間のサッシと壁との隙間がかなり拡大しております、冬を越すには耐えられないということから、建替え予定ということもありますので、教頭については、ひばりが丘公園の北側にあります教員住宅、現在1戸空き家になっておりまして、今回空き家の間に修繕をかけております。そこに一旦引越しをしてもらって、来年度校長住宅が整備されれば、そちらの方に校長が住み移って、もともとの教頭住宅に住んでいただくということで、今回ひばりが丘区の住宅に引っ越すための移転補償を追加補正させていただいたものでございます。

中学校校長住宅の建替えについてですけれども、教員住宅の建替えについては、教育委員会として昨年度、整備指針をまとめております。ただ何年経ったからですとか、構造に

よってコンクリートブロック、木造があるのですけれども、画一的な基準は特に設けておりません。ですので、公営住宅等の考え方と意に同じくしているという意識はしていませんでした。

現状を見まして、特に北側の部屋の結露が著しいということで、あるいはそもそものところもありまして、それを改善して維持管理するというレベルではないと判断をしております。築後、今年で37年経過しているということもございます。このため、個別に判断をして中学校の校長住宅については建替えが適当だろうという考え方で、今回実施設計の予算を計上させていただいたところでもあります。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 特に言いたいことは、教職員住宅建替え、住環境の向上ということではいいのですけれども、財政的にも村の財政はそれほど豊かでは無いわけですけれども、そのようなことで、一般住民も、先ほど申し上げたとおり公営住宅等の長寿命化計画というものを立てて、外側の塗装あるいは内部のリフォームをやってそれで居住をしてもらおうということで、村民にも努力願っているところなのです。そこで、私が言いたいのは、やはり住民と同じ目線で、教職員の方も不満足な面はあるのでしょうかけれども、そのような基準を適用する中で、例えば環境整備のためにリフォームをやっていくとか、そういう公平性の観点に立たないと、住民は我慢しているけれども教職員だけは関係ないのだという、とにかく悪いから建替えるという、こういう一方的な教員住宅の建替えというのは、私は疑義を感じるので、今後やはりその辺の感覚を持つ中で、ぜひ考えていってほしいというふうに思います。

それともう一点、中学校のグラウンド排水工事ということで今説明ありましたけれども、確か昨年大雨の時も、体育館の下に雨水が入らないような工事を予算をかけてしたような記憶があるのですけれども、それとの関連性というのは無いのでしょうか。その点について伺います。

○議長（高橋和雄君） 二点についてお願いします。

高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 一点目の教員住宅の建替えについて、教員が特別だという意識は全く持っていませんで、現状を見て個別に判断していこうということで、一概に古くなったから建替えるというものではございません。劣化の程度の問題だと思っております。

グラウンドの排水につきましては、今ご質問ありましたように、昨年度大雨の時に滞水をしてポンプで排水をしたという経過がございます。そこで補正予算で追加をして、排水性向上の対策を行ったのですけれども、十分な効果が得られない結果に終わっています。

効果が全く無いというわけではないのですけれども、不十分ということが分かりまして、そこについては、調査も不十分だったのかもしれませんが、今後来るかもしれない台風前にぜひ早期に排水対策を終わらせて、グラウンドの滞水による使用の不能ですとかあるいは屋内体育館の床への流入を防ぐために、考え方を全く変えまして、表面の水をトラフで雨水マスに流し込むという方法で抜本的な改善を図りたいと考えておりまして、今回追加させていただこうとしているものでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 教員住宅の建替えの関係、次長の方からありました。築何年で状

況に関わらず建替えをするという考え方では無いというものだと思うのですけれども、状況を見てということですのでけれども、私も今までも何回も質問しているように、教員住宅の維持管理について、具体的に言うと、屋根の雪下ろし、あるいは周辺の草刈・清掃等についてはかなり落ち度が多いのではないかとということで、教育委員会としてかなり教職員に対する指導の徹底をしなければだめなのではないかとということで、何回か言ったことはあるかと思うのですが、そういうものを徹底していけば、住宅の環境についても少しは長引くので、全くその辺を気にしないとすれば、例えば40年もつものが30年で駄目になってしまうというふうになるものですから、ぜひそこら辺についても教育委員会として教職員に対する指導徹底についてよろしく願いをして、私の質問を終わります。

○議長（高橋和雄君） ご意見として聞いておきたいというふうに思います。

そのほか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） まず、9ページの上札内保育園管理費の中で修繕料が10万8,000円と出ております。それは何の修繕かということをお知らせください。

それと11ページに道の駅関連施設で、修繕料ということで、先ほどカントリープラザのボイラーの修繕という内容を聞きましたけれども、今回の補正予算や道の駅の修繕とはかけ離れて申し訳ないのですけれども、これが受け入れられなければお答えいただかなくても結構ですけれども、道の駅に大型駐車場が整備されました。今年4月から。大型駐車場が整備されて大型車が停まっている時もあるのですけれども、やはり祝日ですとか混み合っている時は、大型駐車場に普通乗用車なりがいっぱい駐車されているのが現状です。

それでその対策として大型駐車場ですよという看板を大きくしてその対策をとっているのが現状なのですけれども、やはりあそこに来たお客さんとしては大型駐車場があんなに空いているのに、停めたいという心理があるというふうに私は思うので、やはりその辺のお客さんというか来ていただける方を第2駐車場へ誘導するというのも大事なのではないかと思いますので、「第2駐車場」というとどうしても何かイメージ的に遠いのではないかとか、少し不便なところにあるのではないかとというイメージがあると思うのですよね。それで第2駐車場ということではなくて、ネーミングを変えて、少し議員の中でも話していたのですけれども、「プレミアム駐車場」だとか、そういうネーミングを変えるということも一つはいいのではないかとということと、第2駐車場であるけれども、遠くありませんよとか、駐車が楽ですよ、広いですよとかそういうような内容を示せば、第2駐車場に皆さんにも停めていただけるのではないかとというように思っておりますけれども、そのことに対して何かお考えがあればお答えいただきたいと思います。

その二点です。

○議長（高橋和雄君） 二点についてお願いをいたします。

修繕については、高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 上札内保育園の修繕料でありますけれども、給湯用のポンプが故障しております。上札内保育園については暖房と給湯器、同じボイラーを使っております。給湯する側の送水ポンプに圧がかからないという状態で、蛇口をひねっても出ない状態なので、今回そちらの本体を直すのではなくて、給湯器のみを別に付けようという考えで、今の配管の取り回しを変更するか一連の金額を計上しているものであります。

実を申し上げますと、28年の春先に一度同じものが故障しております。同じところがまた故障したものですから、何回も直すのではなく別付けしようという判断をさせてい

いただきました。

○議長（高橋和雄君） もう一点について、尾野産業課長お願いします。

○産業課長（尾野悟里君） 一点目のカントリープラザの暖房機の修繕の関係ですけれども、今回カントリープラザ内の暖房用の自動制御盤が老朽化により、今現在制御出来ないという状況になっております。状態としましては、例えば、一定温に達しても暖房が入りっぱなしになっている、あるいは温度が下がっても暖房が入らないという状況が見えるということで、機器の更新に2～3ヶ月ちょっと時間を要するというのもありまして、今回の補正で予算を計上させていただいております。暖房が必要な時期の稼働に合わせて修繕をしたいということで予算計上をさせていただいております。

あともう一点の、大型駐車場に普通自動車が入っているという部分でございますけれども、こちらの部分につきましては、担当課としても認識はしております。この間看板を第2駐車場への誘導看板も新たに設置するなどの対策はとってきておりますけれども、今後に向けて、駐車場については総合的に検討していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（高橋和雄君） 駐車場の関係については意見として聞いておきたいと思えます。その二点についてよければ次の質問をお願いしたいと思います。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 何点かお聞きします。

歳入の方で、村税、個人の税の方で、2,300万ほど当初の予算よりも増えているということなのですが、これについて昨年、農業関係かなり不作だったわけですが、共済金ですとか色々な面でかなり所得が思っていたよりも増えたということで、個人の村税が増加したというふうに理解をしていいのかどうか。その中で、畑作がメインなのか畜産関係等もある程度増税になったのかということをお聞きしたいと思います。

それともう一つ、Wi-Fiについてですけれども、先ほど5つの施設で整備をされるということの説明があったのですが、記憶が定かでないのでお聞きしたいのですが、道の駅等についてはもうWi-Fiは整備されているのかどうかをお聞きします。

それともう一点なのですが、10ページの農業費の中で第一工場の加工場をロボット化するということで、産地パワーアップ補助事業が付いたということなのですが、これは、当初建てた時にも補助事業で建てられていると思うのですが、それに伴って、中の機械類そういったものについて返還金等が生じることが無いのかどうかについてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（高橋和雄君） 増税について、坂村住民課長。

○住民課長（坂村暢一君） 個人村民税についてです。昨年台風の影響がありました。税額的に影響があるというふうに私達は推測をしたところであります。特に、農業所得者の所得割額、こちらについては、台風の影響によってかなり減収になるだろうと推測をしたところであります。

予算計上の時に、様々なデータを入手して検討したところなのですが、確かに畑作は農業所得、多少落ちておりました。畜産の方は順調であったということで、ただ台風の被害がかなりあるだろうということで減収をして予算を計上したところでありますが、実際申告によって賦課をしたところ、当初考えていたよりもその影響は少なかったということでありますので、今回その分を補正したところであります。

以上です。

○議長（高橋和雄君） Wi-Fi の関係について、尾野産業課長。

○産業課長（尾野悟里君） まず一点、道の駅の Wi-Fi の部分でございますけれども、既に道の駅につきましては、平成 25 年に Wi-Fi を設置しておりまして、現在利用している方に使っていただいている状況にあります。

次の産地パワーアップ事業で入れます農産加工施設、第一工場の機器の関係でございますけれども、今回入れ換える機械の前に、平成 20 年の強い農業づくり交付金を活用して、その部分にはベルトコンベアーあるいは計量装置といったものがありましたけれども、今回その部分を撤去して処理ロボットを導入するという形になってございます。

取得価格が 2, 150 万円当時ありまして、そのうち残存簿価で現在 112 万 6, 000 円ほどの残存簿価があります。この残存簿価に対して当時の国庫補助率については返還するということになりまして、返還金は 55 万 9, 667 円の返還金が発生するのですけれども、この部分につきましては、5 月に開会しました臨時会の中で既に返還金の補正予算のほうは計上させていただいている状況でございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか。

1 番北嶋議員。

○1 番（北島信昭君） 先ほど道の駅の駐車場の問題が出たのですけれども、昨年大きく駐車場をとって、大型を止められるようにというふうになったのですけれども、通るたびに気になるのですけれども、あの広い場所に 3～4 台しか止められないのですね。当然その前は乗用車を置きたくなるぐらいの幅なのだけれども、これせっかく造ったのですからね。去年一度予算を立てて、また補正まで出して造り直したのだけれども、どうもあの駐車場が、金をかけた割に何の意味も無いような気がするのですけれども。

本来は通り抜けできるはずだったのですが、勉強不足だったのでしょうかけれども、そこにバス停があるから駄目になったという話もあったのですけれども、何とかあの駐車場をうまく利用することが出来ないのかと。

第 2 駐車場というのは、名前を変えるというそんな問題ではないと思うのです。ちゃんとあるのですから。あそこを大いに使っていただかないと。せっかく王子コンテナ株式会社から土地を借りただけけれども、何の効用も果たしていないのですよね。

これは役場も問題あるけれども、テナント会にも責任があると思うのですよ。やはり自主的にやっていかないと、何でも村に言えばやってもらえるという話になってしまっている訳ですよ。何とか駐車場の問題を解決して、多くの方に来て頂けるような何か工夫をしていただかないと。

これは村で考えることも必要なのですが、テナントにも考えてもらえるようにしてください。とにかく第 2 駐車場に行くのも、お客さんが嫌がるから駄目だとずっと前から言っているのだけれども。通るたびに見るのですが、お客さんがかなり入っているのです。これは駐車場が遠いから狭いからではなくて、どうやったら有効利用できるかということを考えていただくことが必要なのではないかと思うのですが、せっかくお金をかけたのですから。大いに利用していただく方法を考えていただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） これも予算と関係がありませんので、ご意見としてお聞きしておきたいと思います。

そのほか。よろしいですか。

無いようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

議案第60号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第60号、平成29年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。
この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。
したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。
これで本日の日程はすべて終了しました。
会議を閉じたいと思います。
平成29年第4回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時05分